

精華町新型インフルエンザ等対策行動計画（R8.3 改定）の概要

1. 改定の経過

- 精華町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、町行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）に基づき、平成 27 年 2 月に策定し、令和 2 年 5 月に改定。

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指し、①感染症危機に対応できる平時からの体制作り、②国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、③基本的人権の尊重の 3 つの目標を実現すべく、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改正。

町行動計画は、特措法により、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、府行動計画）に基づき作成するものと規定されており、府行動計画の改定内容を踏まえ、今回改定を行うもの。

2. 改定のポイント

■ 平時の準備の充実

- 各対策項目を、必要に応じて、準備期、初動期、対応期に分け、特に準備期の取組を充実
 - ・国・府、関係機関との連携体制を平時から構築
 - ・个人防护具等の備蓄やワクチン接種体制の整備など、平時からの準備

■ 幅広い感染症への対応と対策の機動的切り替え

- 新型インフルエンザ・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

■ 対策項目の拡充

- 対策項目を 6 項目から 7 項目に拡充し、内容を精緻化

- ・分野横断的な視点のもと、各対策項目の取組を強化し、役割分担を明確化
- ・偏見や差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理

現行町行動計画の対策項目	改定町行動計画（案）の対策項目
（６項目） ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥町民生活及び町民経済の安定の確保	（７項目） ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民生活及び町民経済の安定の確保

3. 各対策項目の概要

（１）実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高める。
- 有事には、対策の実施体制を強化の上、平時に構築した連携体制を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、町対策本部において対応方針を決定する。

<準備期>

- ・実践的な訓練の実施
- ・関係機関との情報共有・連携体制の構築

<初動期>

- ・初動対応、町対策本部の設置等、発生（疑いを含む）確認時の措置
- ・人員体制の強化準備、迅速な対策の実施に必要な予算の確保

<対応期>

- ・特措法に基づく総合調整、職員の派遣・応援

（２）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 情報の錯綜や偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

<p><準備期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況や基本的な感染対策等についての平時から情報提供・共有 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 <p><初動期及び対応期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有 ・コールセンターの設置等を通じた、双方向のコミュニケーションの実施
<p>(3) まん延防止</p> <p>○ 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び町民経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制する。</p> <p><準備期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有事の対策強化に向けた町民等の理解や準備の促進、基本的な感染対策の普及 <p><初動期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内におけるまん延に備え、関係機関に対応の準備を要請
<p>(4) ワクチン</p> <p>○ 接種により、町民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数等を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。</p> <p>○ 医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。</p> <p><準備期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備 ・ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた町民等の理解促進 <p><初動期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築 <p><対応期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設入所者等への接種体制確保等、接種体制の拡充
<p>(5) 保健</p> <p>○ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民等の生命及び健康を保護するため、健康観察、生活支援を行う。</p> <p><対応期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察及び生活支援
<p>(6) 物資</p> <p>○ 感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及</p>

び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

<準備期>

- ・感染症対策物資等の備蓄の推進

<対応期>

- ・必要量の安定的な確保

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- 平時から事業者や町民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。
- 有事には、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、町民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

<準備期>

- ・町民や事業者等に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄の勧奨

<初動期及び対応期>

- ・生活関連物資等に関する消費者としての適切な行動等の呼び掛け
- ・要配慮者等への生活支援、教育及び学びの継続に関する支援
- ・事業者に対する支援